

令和7年7月11日 交付申請オンライン説明会 質疑応答

Q1 派遣いただいた専門家様のご意見、ご提案に従う必要はありますか？

A1 京都市：交付申請は事業者様と専門家との間で、事業内容をご相談のうえ行っていただきます。
事業者様の意見も反映されたデジタル化計画を作成いただけましたらと存じます。

Q2 補助金交付申請書の提出が早ければ、順次交付決定日も早まりますか？それとも交付決定は、一斉にされますか？

A2 京都市：基本的に交付決定は順次行いますが、申請期間際のご提出は混雑いたしますため、交付決定までにお時間がかかることが想定されます。

必要書類のご準備がお済みであれば、お早めにご提出いただければ交付決定も早めに行えると存じます。

Q3 ①PC・タブレット・周辺機器等で家庭用スキャナと書かれていますが、パスポートを読み取るスキャナはこれに当てはまりますか？②に入りますか？

A3 事務局：スキャナは広義では周辺機器に該当しますが、専門性の高い機材であれば周辺機器以外と考えられます。
具体的な内容について事務局にて詳細をヒアリングさせていただきたく存じます。

Q4 PCは交付申請時の製品と異なるものの購入となっても問題ありませんか？交付申請時に見積りをした製品を交付決定時まで確保しておくことは出来ないと言われています。

A4 事務局：（PCに限らず）欠品・廃盤、ベンダー様の事情により見積時の製品が確保できない場合は、同等の製品への変更を認める場合がございます。

しかし、交付決定時の製品より変更となる場合は、購入前に必ず事務局までご連絡をお願いいたします。

Q5 ①キャッシュレス決済端末はPC、タブレット周辺機器にあたりますか？

A5 事務局：製品・導入内容にもよりますが、基本的には周辺機器以外に該当します。

Q6 ソフトの構築を内製するための指導(サポート)を受ける費用はどの費目で考えればよいでしょうか？

A6 事務局：具体的なサポート内容にもよりますが、構築したシステムを稼働するための動作トレーニングに関しては「導入関連経費」として計上してください。ソフトウェア購入費として計上してください。

それぞれの経費に伴う指導・設定費等は同科目内にて計上してください。（2025年7月23日更新）

なお、保守費は補助対象外となります。

Q7 このエクセルシートはどこにありますか？

A7 事務局：近日中にホームページにアップロードします（アップロードしました）

Q8 変更承認申請は、事前承認のみで、変更承認決定通知の日付以降に発注等を行うことができるのでしょうか？

A8 事務局：変更承認申請は、交付決定後に重大な変更（交付決定額から1/3以上の減額、申請者情報の変更等）がある場合にご提出いただく書類です。

A8 場合によっては変更承認申請後、変更承認決定通知が交付されるまで事業を一時中断していただく可能性もございます。

詳細につきましては事務局までご相談くださいませ。

Q9 先ほど導入枠でPC総額上限15万円、導入関連経費の総額上限なしで50万円の例でPCと合わせて総額65万円の話がありましたが、補助額は50万円×4/5の上限40万円(税抜)で押さえられるのではないのでしょうか？40万円が上限50万円の4/5であれば、PC15万円を除いて35万円が導入関連経費としておけば補助対象経費(税抜)総額から補助額上限40万円が支給されると考えて良いのでしょうか？

事務局：導入枠につきましては、補助金額上限は40万円です。

導入関連経費65万円のための申請であれば、おっしゃる通り、補助率は補助対象経費の4/5以内のため、交付額は40万円となります。

A9 しかし、導入関連経費以外の科目の申請がある場合は、総額に対しての補助率計算となるため、導入関連経費に対して40万円の交付とは一概に申し上げられません。

例題の場合、PC・タブレット・周辺機器等を除いた導入関連経費50万円のみでの申請自体は可能ですが、申請の妥当性を判断するため、各項目の関連経費の記載をお願いする場合がございます。

具体的な申請内容につきましては、一度事務局までお問い合わせください。

Q10 表示いただいたスライド資料のデータをいただくことは可能ですか？

A10 事務局：近日中にホームページにアップロードします（アップロードしました）

令和7年7月11日 交付申請オンライン説明会 質疑応答

Q11 専門家が派遣されるときに準備しておくものはありますか？

京都市：初回訪問については、支援申請内容に基づいてヒアリングを行うため、申請内容がお手元があればお話がスムーズに進むかと存じます。

A11 現段階でお考えになっているデジタル化計画等の資料もございましたらご用意ください。

詳細は初回訪問のアポイントご連絡時にご担当の専門家にご相談ください。

Q12 専門家派遣はどのような段取りで行われますか？

京都市：各専門家の方針により一概には申し上げられませんが、初回は自己紹介や事業内容の確認などアイスブレイクの時間とされることが多いです。

A12 2、3回目にブラッシュアップしたデジタル化計画や交付申請内容などのアドバイスを行われる流れになるかと存じます。

Q13 総合振込の場合の証憑を再度教えてください。

事務局：以下の書類をご提出ください。

- ・請求書（金額および振込先情報の記載があるもの）

A13 ・振込総額および振込内容内訳に上記の振込先・金額の記載があるもの（該当部分以外は黒塗りでご対応ください）

- ・総合振込が実行されたことがわかる通帳の該当部分またはWEB取引履歴の画面キャプチャ

- ・領収書

Q14 最終的に一部値引きを頂く際の、見積書の記載方法を教えてください。

A14 事務局：品目ごとの税抜単価と値引き額がわかるよう、ご対応ください。

Q15 案内して頂いた資料は、サイト内にありますか？ドメインをお知らせください。資料があるホームページです。

事務局：こちらが京都市デジタル推進プロジェクトのHPです。<https://kyotocity-digital-pjt.com/>

A15 近日中にホームページにアップロードします（アップロードしました）

Q16 専門家様を派遣いただくまでにはどのくらいの日数がかかりますでしょうか。

京都市：2次募集採択の事業者様においては、現在専門家より順次初回日程のアポイントのご連絡を差し上げております。

A16 長らくご連絡がない場合は、一度事務局までお問い合わせください。

Q17 システム構築費の見積り記載方法は システム構築費A 人工費用 20000円×10時間 200000円 になると思いますが、その他に要した消耗品などについては 諸経費 50000円 のような記載方法でよろしいでしょうか。

事務局：消耗品につきましては本事業補助対象外となりますためご記載いただけません。

A17 工事にかかる部材費等が諸経費として計上される場合は、見積書内に諸経費の内訳をご記載ください。

Q18 サブスクリプションについてですが先ほどのページでは月額や日割りでも年額という記載でした。これはどの形態でもかかわらず一度年計算(×12)をしてから値段を算出するということでしょうか。

事務局：本事業では補助対象期間終了後も事業を行う継続性が重視されますため、基本的にサブスクリプションについては半年～1年以上の契約を行っていただくと存じます。

A18 たとえば半年（6か月）契約で月額が定額の場合、「定額単価×（補助対象期間中の）月数」で計算してください。

半年契約の日割計算の場合、金額÷契約日数（半年）で求めた「1日当たりの金額×（補助対象期間中の）日数」で計算してください。

複雑な計算方法となりますため、詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q19 専門家派遣が実施されるまでの流れを教えてください。事業者からの申込が必要なのか、事務局が日程決定のうえ連絡してくるのかなど知りたいです。

京都市：2次募集採択の事業者様においては、現在専門家より順次初回日程のアポイントのご連絡を差し上げております。

A19 2回目以降については、初回訪問時に次の訪問について専門家と調整していただければと存じます。

Q20 おおよそ何日後に見に行けば申請書があるでしょうか。

A20 事務局：7/14の週前半を予定しております（アップロードしました）